

路外駐車場

基本的考え方

高齢者や障害のある人等の外出ニーズは増加しており、車いす使用者の自家用車による外出もますます増える傾向にある。したがって、路外駐車場においても、こうした駐車需要への対応から、積極的に車いす使用者が利用できる安全でゆとりのある駐車スペースを確保する。

整備基準

路外駐車場

解説図

1. 路外駐車場車いす使用者用駐車施設

- (1) 路外駐車場には、車いすを使用している者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「路外駐車場車いす使用者用駐車施設」という。）を1以上設けること。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）の駐車のための駐車場については、この限りでない。
- (2) 路外駐車場車いす使用者用駐車施設は、次に掲げるものであること。
 - ア 幅は、350センチメートル以上とすること。
 - イ 路外駐車場車いす使用者用駐車施設又はその付近に、路外駐車場車いす使用者用駐車施設の表示をすること。
 - ウ 2の項(1)に定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。

2. 路外駐車場バリアフリー経路

- (1) 路外駐車場車いす使用者用駐車施設から道又は公園、広場その他の空地までの経路のうち1以上を、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（以下「路外駐車場バリアフリー経路」という。）にすること。
- (2) 路外駐車場バリアフリー経路は、次に掲げるものであること。
 - ア 当該路外駐車場バリアフリー経路上に段を設けないこと。ただし、傾斜路を併設する場合は、この限りでない。
 - イ 当該路外駐車場バリアフリー経路を構成する出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。
 - ウ 当該路外駐車場バリアフリー経路を構成する通路は、次に掲げるものであること。
 - (ア) 幅は、120センチメートル以上とすること。
 - (イ) 50メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。
 - エ 当該路外駐車場バリアフリー経路を構成する傾斜路（段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げるものであること。
 - (ア) 幅は、段に代わるものにあつては120センチメートル以上、段に併設するものにあつては、90センチメートル以上とすること。
 - (イ) 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。
 - (ウ) 高さが75センチメートルを超えるもの（勾配が20分の1を超えるものに限る。）にあつては、高さが75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。
 - (エ) 勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超え、かつ、勾配が1/20を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。

3. 特殊の装置

1の項及び2の項の規定は、その予想しない特殊の装置を用いる路外駐車場については、国土交通大臣が、駐車場法施行例（昭和32年政令第340号）第15条に規定する場合に準じて、その装置が1の項及び2の項の規定による構造又は設備と同等以上の効力があると認める場合においては、適用しない。

図-1

路外駐車場

建築物

9 傾斜路及びバリアフリー経路を構成する傾斜路

2-52 頁

整備基準の解説

- ・ここでは、駐車場法第12条に規定する路外駐車場のうち、有料の青空駐車場について定める。
- （注意）建築物としての駐車場、建築物に附属する駐車場については、別掲の「建築物」の「5 駐車場 2-24頁」の項によること。
- 道路管理者が整備する駐車場については、別掲の「道路」の「6 駐車場（道路附属物としての駐車場） 4-40頁」の項によること。

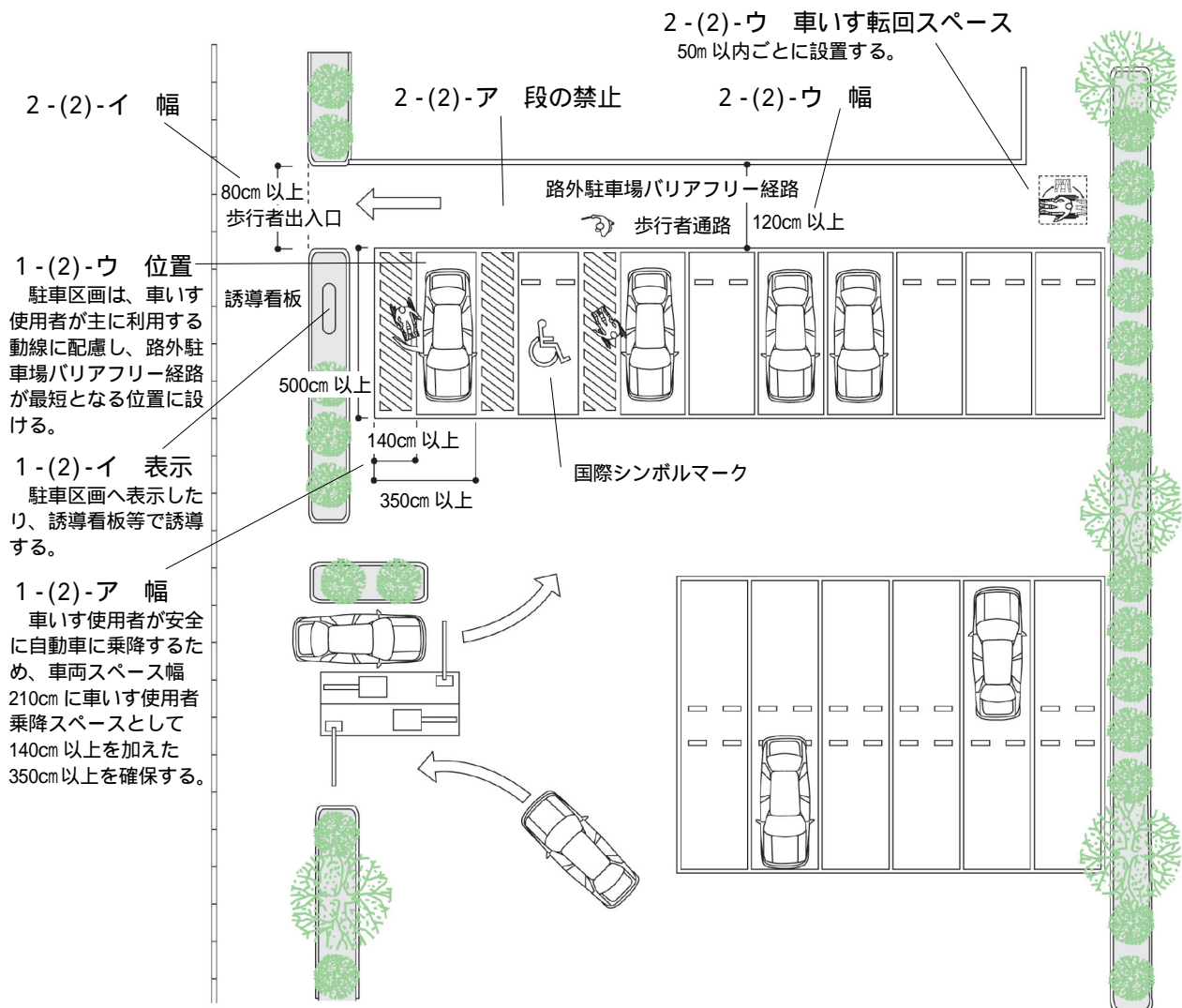
図-1 路外駐車場

1-(1) 路外駐車場車いす使用者用駐車施設

1-(2)-ア、イ、ウの基準を満たすものを1以上設ける。

2-(1) 路外駐車場バリアフリー経路

路上駐車場車いす使用者駐車場施設から道、公園、広場、その他の空き地までの経路のうち1以上を高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路とする。



施工、管理、人的対応の留意事項

- ・車いす使用者用駐車スペースに一般の人が駐車しないよう、モラルの向上に努める。
- ・一般の人が使用しないように車いす使用者用駐車スペースにパイロン等を設置してある場合があるが、車いす使用者本人は移動させにくく、また、駐車場管理者等が不在で対応できない場合もあるので避ける。